

千代田町

令和8年4月時点

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子ども医療費無料化 対象者：高校生世代の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども) 内 容：子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業です。 県補助対象の中学卒業までに加え、千代田町では助成対象を高校生世代までに拡大し、外来を含めた保険診療の自己負担相当額を町独自で負担しています。 問合せ：《住民生活課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）
	産後ケア事業 対象者：産婦及びその乳児(利用できる期間は委託施設で異なる) 内 容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケアや休養等の支援を行う ※委託施設又は訪問にて実施 利用料金：無料 問合せ：《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	不妊治療助成事業 対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。 内 容：不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不妊治療に要した検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限10万円（治療費の1/2以内）ただし他の公共団体（群馬県など）の助成を受ける場合はその助成額を減じた額の1/2（上限10万円）助成期間は連続する5年度まで。 問合せ：《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	不育治療助成事業 対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。 内 容：不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限30万円（治療費の1/2以内）助成期間は5年度まで。 問合せ：《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 TEL：0276-86-5411
	子育て支援事業（一時預かり事業） 対象者：千代田町に住所を有し家庭において乳幼児を養育している方（保育園・幼稚園・こども園などの施設に通っている家庭は利用不可。） 内 容：病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、町立西こども園で乳幼児を預かり保育をします。事前に園へ、利用申込書の提出が必要になります。 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008 《教育委員会 西こども園》 TEL：0276-86-4154
	こども家庭センターの設置 対象者：妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。 内 容：健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質問にお答えする相談窓口を開設しました。子育てに関するあらゆる相談をワンストップで対応します。 問合せ：《保健福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降3号認定子どもの利用者負担額（保育料）無料化 対象者：3人以上の子どもを養育する保護者のうち、第3子以降の子どもが3号認定子ども（保育的利用児）である保護者 内容：第3子以降の利用者負担額（保育料）を無料化 問合せ：《教育委員会 総務係》 Tel：0276-86-7008
	子育て育児用品購入費助成 対象者：千代田町に住所を有する乳幼児の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・購入日及び申請日に、当該乳幼児及び保護者が本町に住所を有していること。 ・保護者及び世帯員が町税および国民健康保険税を滞納していないこと。 内容：○助成対象物品 町内の小売販売店において購入した次に掲げる物品とする。 ・紙おむつ、おしり拭き ・チャイルドシート、ベビーカー ・粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品 ・離乳食等の乳児用食品（加工済みの製品として販売されている物に限る）、乳幼児用衣類、寝具その他の育児用品等 ※但し、以下のものは除く ・一般の利用に供し得る物品 ○助成金額 0歳から2歳児：各年齢上限36,000円 問合せ：《保健福祉課 子育て支援係》 Tel：0276-86-5411
	町立小中学校こども園給食費全額補助 対象者：町立東西小学校・中学校・東西こども園に通う子どもの保護者 内 容：町立東西小学校・中学校・東西こども園の給食費を全額補助することによって、子育て家庭の経済的支援を図ります。 問合せ：《教育委員会 総務係》 Tel：0276-86-7008
	産前産後サポーター派遣事業 対象者：千代田町に住所登録があり、居住している妊娠中または産後4か月未満（多胎出産の場合は産後1年未満）の方で、体調不良等のため家事を行うことが難しく、かつ、同居の家族やそれ以外の親族からの援助が受けられない方 内 容：（１）家事に関すること ・食事の準備及び片付け、・衣類の洗濯、・住居の掃除及び整理整頓、・生活必需品の買い物代行、 ・その他の必要な家事援助 （２）育児に関すること ・授乳介助、・おむつ交換支援、・沐浴介助、・適切な育児環境の整備、・その他の必要な育児援助 【利用できる日数・時間】 （１）利用日数 10日（多胎出産の場合は30日） （２）利用時間 1時間単位（1日の利用限度は2時間以内） （３）利用できる時間帯 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時（土日祝・年末年始・派遣対応困難日除く） 【利用料金】 1時間につき500円 問合せ：《保健福祉課 健康推進室 健康推進係》 Tel：0276-86-5411

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	健康相談事業 対象者：千代田町民 内 容：千代田町健康ダイヤル いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき（国内のみ）、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及び通話料（フリーダイヤル）は、無料です。 問合せ：《住民生活課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）
	奨学金貸与事業 対象者：高校卒業後、大学・短大等に進学する方または在学中の方で、勉学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な方 ○対象 次の（1）（2）（3）に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。 （1）保護者又は本人が町内に1年以上居住していること （2）学力優秀、品行方正及び心身健全であること （3）経済的な理由により、修学が困難であること（収入基準あり） 内 容：町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。 ○貸与金額 ・月額 5万円以内（無利子） ○返済期間 ・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内（正当な理由なく返済が遅滞した場合は、延滞金を徴収） 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）
	各種検定料助成事業 対象者：町内に住所を有する小・中学生 内 容：小・中学生の学力及び学習意欲の向上を目的に検定料を助成する。 ○英語検定・漢字検定・数学検定（第2回開催の受験に限り検定料を補助） ○その他検定（年度に1回限り、上限5,000円を補助） 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）
	電車による遠距離通学者助成事業 対象者：高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生 内 容：保護者の経済的負担の軽減、学生の通学意欲の醸成による定住化、電車の利用促進を図り、持続可能なまちづくりを目的に、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券（電車）の購入に係る費用の一部を補助します。 ○1ヶ月当りの定期券購入額の1/2とし、補助の月額上限は5,000円とします。 ○令和3年度～令和7年度までの時限措置 問合せ：《総合政策課 政策推進係》 TEL:0276-86-7007（直通）
	入学祝金事業 対象者：町内に住所を有する、新小学1年生・新中学1年生の保護者 内 容：対象の子供が入学する年に1人につき一律5万円を祝金として支払う 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）
	学校給食弁当代替者補助事業 対象者：食物アレルギーやその他の理由により給食を停止又は一部停止し弁当対応等をせざるを得ない児童・生徒の保護者 内 容：給食又は牛乳を停止し、弁当対応等をおこなう児童・生徒の保護者に対して学校給食費負担分相当額を補助する。【最大】小学生：4,200円/月、中学生：5,100円/月 問合せ：《教育委員会 総務係》 TEL：0276-86-7008（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	ファミリー・サポート・センター事業 対象者：生後3ヵ月から高校3年生までのお子さんと同居している方 内 容：・育児の援助を希望する利用会員と、援助を提供できるサポート会員が会員となり、地域で子育てを相互に助け合う制度で、育児の負担を軽減し、仕事と育児の両立を支援することを目的としている ・習い事の送迎、保護者の急用時、リフレッシュ時、冠婚葬祭など、多岐にわたる育児のサポートを有償で行う 利用料：・1時間あたり500円～ ・ひとり親家庭の方には町から助成があります 問合せ：① 千代田町ファミリー・サポート・センター（緊急サポートセンター）Tel：048-297-2903 ② 《保健福祉課 子育て支援係》 Tel：0276-86-5411
住宅支援	定住促進住宅用地分譲事業 内 容：「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中 ・東武伊勢崎線 川俣駅から車で約10分 ・高崎線 熊谷駅から車で約30分 ・ジョイフル本田千代田店、マナベインテリアハーツ群馬千代田店が徒歩圏内 ・コストコホールセール群馬明和倉庫店まで車で約10分 ・分譲価格 4,933,500円～ 問合せ：《ふれあいタウンちよだ現地案内所》Tel:0276-86-7500 営業時間 10：00～17：00（12：00から1時間は休憩時間）
	勤労者住宅資金利子補給事業 対象者：以下の融資対象に該当する者 内 容：勤労者の住宅建築資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建築を促進し、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図ります。 ○融資対象：次のいずれかに該当し、町内に自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入をしようとする勤労者で町税等を完納している者 ・町内に1年以上居住又は事業所に1年以上勤務 ・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地内に土地を取得 ・舞木土地区画整理地内に土地を取得又は借地 ○融資条件： ・融資限度額 700万円以内 ・融資利率 町と金融機関で協議 ・融資期間 20年以内 ・償還方法 元利均等の月賦償還又は半年賦併用月賦償還 ・最終返還年齢 満65歳まで ○利子補給： ・融資利率のうち1%を限度とする ・利子補給は、融資開始から10年以内 ○住宅の規模、程度： ・床面積33㎡～165㎡以内 ・増築改築の場合は現在居住する居宅の1/2以上であること ・専用住宅であること（店舗・車庫・物置等は対象外） 問合せ：《産業振興課 商工係》Tel0276-86-7005（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	町営住宅の紹介 対象者：町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。 1.現在同居中か、または同居予定の親族がいること（内縁、婚約者を含む）。 2.申込者と、同居（予定）者の合計収入が月額15万8千円以下であること。 3.市町村税等を滞納していないこと。 4.現に住宅に困窮していることが明らかであること。 5.次の要件を満たすこと。 (1)指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できること。 (2)連帯保証人1名を立てられること (3)入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。 ※上記の要件は、世帯の状況により変わりますので、詳しくはお問合せください。 内 容：町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。 問合せ：《建設下水道課 土木管理係》 Tel：0276-86-7004（直通）
	住宅リフォーム補助金事業 対象者：・町内に居住し、住民登録されている方 ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 内 容：建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○対象となるリフォーム工事 ・工事金額が15万円以上（消費税分除く） ・町内施工業者による住宅リフォーム工事 ※暴力団または暴力団員等が経営若しくは関係する業者を除く。 ・当該工事を行う住宅の築年数が10年以上 ・年度内に完了する工事 ・当該工事について、本補助金及び町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けてから3年度以上経過している ○補助金額 ・消費税を除いた総工事金額の10%（千円未満切り捨て） ・補助金限度額15万円 問合せ：《産業振興課 商工係》 Tel0276-86-7005（直通）
	移住者住宅取得費等補助金交付事業 対象者：町外から取得した住宅へ転入（町外から町内の賃貸アパートに転入または町外から町内の三親等以内の親族が所有する住宅に転入し取得住宅へ転居した場合も含む）した方で、その転入日から過去5年間本町に住所を有しない40歳以下の方（その他要件有り） 内 容：本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促進を推進します。 ○基本額 住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内 限度額は、新築40万円、中古住宅30万円 ※令和5年3月31日以前の転入転居者は、新築30万円、中古住宅20万円 ○加算額 中学生以下の子どもがいる世帯20万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者40万円を加算します。 ※令和5年3月31日以前の転入転居者は、中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者20万円 ○令和11年3月31日までの時限措置 問合せ：《都市整備課 都市計画係》 Tel0276-86-7003（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	三世代ぬくもり家族住宅取得等応援事業 対象者：親世帯または子世帯のうち、住宅を新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結する者 内 容：新たに三世代（親と子と孫）が同居（敷地内同居含む）または町内に近居するために、住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家族の形成を推進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本町の定住人口の増加をめざします。 ○補助金額 新築・改築・増築した費用の1/2（上限30万円）を補助。 ○令和11年3月31日までの時限措置 問合せ：《都市整備課 都市計画係》TEL0276-86-7003（直通）
	千代田町結婚等新生活支援補助金 対象者：結婚等を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦等 主な要件 ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦等 ・夫婦等ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦等の所得合算が500万円未満 ・他の公的な補助を受けていないこと ・申請時の3年以内に町外へ転出する予定がないこと ・夫婦等の属する世帯の世帯員が町税および国民健康保険税を滞納していないこと ・町が定める支援プログラムを夫婦で受講または実施していること 内 容：新婚等世帯に対して、アパートの家賃、敷金・礼金等の手数料、住居取得費、引越費用等を助成する。 補助額：夫婦等ともに29歳以下の場合最大60万円、30～39歳の場合最大30万円 問合せ：《保健福祉課 子育て支援係》TEL：0276-86-5411
	空家等バンク 対象者：空家等の購入又は賃借を希望する方 内 容：空家等バンクに登録されている空家等の購入及び賃借を希望する方は、まず利用申込書を町へ提出します。その後、町から該当となる空家等の担当事業者が紹介されますので、その担当事業者と空家等の情報や交渉についてやりとりをしていただきます。 物件情報の有無は、全国空き家・空き地バンク（アットホーム株式会社及び株式会社L I F U L L）のサイトをご確認ください。 ※町は空家等の情報提供のみを行い、空家等の売買、賃貸借に係る交渉、契約などは一切行いません。 問合せ：《都市整備課 都市計画係》TEL0276-86-7003（直通）
農業体験・就農支援	ふれあい農園 対象者：千代田町内に在住する農業者以外の町民 内 容：町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を深めるために、一区間50平方メートルの農園を貸出しております。 ・区 画：34区画（一区画あたり50㎡） ・使 用 料：1区画5,000円／年 ・貸付期間：3年 問合せ：《産業振興課 農政係》TEL：0276-86-7005（直通）
	新規就農者育成総合対策 対象者：一定の要件を満たし、かつ、就農時の年齢が原則45歳未満であり、農業を新たに開始する者や農業経営者となることについて強い意思を持っている者など 内 容：最長5年間で年間50万円以内の補助金を交付します。 農業機械購入補助：補助率1/6、上限50万円 問合せ：《産業振興課 農政係》TEL：0276-86-7005（直通）

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	創業支援事業 対象者：町内で創業を目指す方（3年以上継続して営業する見込みのある方） ※その他要件あり 内 容：町内経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的として、町内で新たに創業する方に予算の範囲内で補助金を交付します。 ○補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、店舗等改修費、設備及び備品購入費（条件あり） ○補助金額 ・店舗、移動スーパー創業 25万円 ・空き物件を利用した店舗創業 50万円 ※補助率は補助対象経費の合計額の2分の1（千円未満切り捨て） 問合せ：《産業振興課 商工係》Tel：0276-86-7005(直通)
その他	高齢者等生活支援事業（タクシー券・買い物券交付） 対象者：在宅で生活しており日常生活において外出困難な方で、申請日において、町内に1年以上居住し、本町の住民基本台帳に記録されており、当該者の属する世帯全員が自動車を所有しておらず、町税及び国民健康保険税の滞納がない次のいずれかに該当する方。 （1） 70歳以上のみの世帯に属している方（日中独居者を含む） （2） 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 （3） 療育手帳Aの交付を受けている方 （4） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 （5） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の規定により全ての免許の取消しを申請し、当該免許を取り消された者。 内 容：該当の方にタクシー券及び買い物券を交付 <交付枚数> 合計48枚（タクシー券40枚・共通券8枚） <金 額> 24,000円（1枚500円） ※交付決定の月により交付枚数（金額）は異なります。 ※共通券は、タクシー・買い物のどちらでも使用可能。但し、買い物券は、指定の移動販売車にて利用可能。 問合せ：《保健福祉課 地域包括支援センター係》 Tel：0276-86-7000